

姫路市立東光中学校 いじめ防止基本方針(R7.5月26日改定)

1 学校の方針

本校は、校訓「正しく、強く、親しみ和す」の下、「心豊かで、たくましく、未来への道を切り拓く生徒の育成」を教育目標に掲げている。支え合うことで身につける「他を思いやる豊かな心」と、基礎・基本を身につけた「たくましさ」の育成を目指して、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのため、①すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう日常の指導体制を定め、②いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、③いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ防止等に関する基本理念と基本的な考え方

＜いじめ防止に対する基本理念＞

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

いじめ防止等の対策に関する基本理念を次のとおりとし、教職員全体での共通理解を図るとともに、いじめ防止への基本姿勢とする。

- いじめは、すべての生徒に関係し、全ての生徒に起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指さなければならない。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、全ての大人や生徒がいじめを認識しながら放置することが決してないようすることを目指さなければならない。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要なことを認識し、学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、東光中校区総がかりでいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

＜いじめについての基本認識＞

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。

(10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

このような認識のもと、生徒間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壤づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止へ向けた校内組織

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、不登校担当、道徳・人権教育担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年生徒指導係、該当学級担任、当該部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) いじめ対応チームの役割

- ア いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間指導計画の作成
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ 実態把握や情報収集を目的とした取組
- エ いじめが生じた際の組織的な対応
- オ 事実関係の把握といじめか否かの判断
- カ いじめを受けた生徒に対する支援・いじめを行った生徒に対する指導及び支援体制・対応方針の決定
- キ 保護者や地域社会への情報提供
- ク 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

*学校いじめ防止基本方針については、学校評価の評価項目に取組の実施状況を位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

4 いじめの未然防止の取組

様々な活動等を通して、生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる関係づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を実践し、生徒に学習に対する達成感や成就感を味わわせ、自尊感情を育むことができるよう努める。生徒が「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持つように、教育活動全体を通して指導を行う。

取組	ねらい	具体的な内容
人権教育の充実	全ての人々の基本的人権を尊重する精神を高め、身近な生活の中での不合理や差別に気付かせ、それを解決しようとする意欲や実践力を育てる。	<ul style="list-style-type: none">・人権教育授業参観・保護者への啓発活動・校区人権教育・人権教育講演会
道徳教育の充実	互いの人格を認め、温かい思いやりに満ちた人間関係を育て、発達段階に応じた道徳的実践力を高める。	<ul style="list-style-type: none">・いじめ問題についての資料の選定・思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実と授業の工夫

体験教育の充実	人権尊重の精神を基盤にし、体験を通して、互いに認め合い、助け合って、明るく住みよい地域や社会、学校をつくる心情・態度・実践力を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然教室、ものづくり体験（1年） ・トライやる・ウィーク（2年） ・修学旅行（3年）
生徒が自主的に行う取組の充実	自分たちの学校生活をよりよくするため、仕事を分担し、主体的に協働しながら活動することを通して、社会的生活態度を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会活動 ・委員会活動 ・部活動
情報モラル教育の充実	インターネットの危険性を理解し、情報を扱う際のルールとマナーなどのモラルの必要性を知る。情報の適正な利用を考え、生徒が自ら判断して行動できる資質や能力を育む。	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ、インターネット被害防止教室 ・授業における情報モラル教育の実践 ・生徒および保護者へのネット上のトラブルについての最新の動向の発信と啓発 ・家庭におけるルールづくりの推進
ライフケースル教育の推進	ライフケースル教育の実践を通して、生徒の自尊感情を高め、人間関係を活性化し、互いのよさや違いを認め合い支え合う仲間づくりをすすめる。(ネットでのいじめや危険行動を避けるには、意志決定スキルが有用である。)	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じたライフケースル教育カリキュラムの編成 ・授業実践と生活実践 ・いじめ防止プログラムの実施 人間関係力の育成、意思決定スキルの向上 ・実践内容の学校だより、ホームページによる発信
小中一貫教育による人間関係力の育成と学力向上	小中一貫教育を通して、いわゆる「中1ギャップ」をはじめとした、生活面における課題の解消を図ることで、豊かな人間関係を構築し、学力の向上を図り、自己有用感、自尊感情を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫した共通の生活目標を達成させることによる規範意識の醸成 ・小中一貫カリキュラムに基づく、わかる、楽しい授業による学習活動の推進 ・小中合同研修会 (カウンセリングマインド研修)
学力向上に向けた教職員研修の充実	基礎基本となる知識・技能を確実に身につけさせ、考える力と関心・意欲を高め、学力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中合同研修会 (学力向上にかかる研修) ・ICT活用法研修会 ・授業研究会
地域の各種団体との連携	連合自治会をはじめとする地域の各種団体との連絡を密にし、地域における生徒の生活の様子について情報を共有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・城東地区連合自治会定例会、東地区地域協議会への出席と連絡 ・各種団体(連合自治会、PTA、防犯、消防団、保護司、民生委員児童委員)との協議を通して生徒の地域における生活の様子を把握 ・緊急の事態における協議体制を確立

5 いじめの早期発見の取組

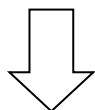
「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起これ得るものである」という基本認識に立ち、全教職員が生徒の様子を見守り、適切な対応を行う。日常的な観察をきめ細かに行うことにより生徒の小さな変化を見逃さない。「おかしい」と感じた生徒がいる場合には、全教職員が気づいたことを共有し、大勢の大人の目で生徒を見守る。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。「いじめ」を大人に伝えることは正しい行いであるという認識を持たせる。また、いじめ実態調査を行い、生徒の人間関係や悩みを把握し、いじめのない学校づくりをすすめる。

取組	ねらい	具体的な内容
日々の観察	生徒とともに過ごす機会を積極的に設け、生徒の様子や人間関係を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・デイリーノートの活用 ・休み時間の巡回指導や目配り ・放課後の部活動指導
いじめ実態調査 いじめに関するアンケート 生活アンケート	いじめ調査アンケートおよび生活アンケートを実施し、情報収集を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート 家に持ち帰り、保護者とともに回答。記名式。 学期に1回以上行う。 ・生活アンケート いじめ調査を含む。学校にて回答。記名式。 教育相談に活用。 学期に1回以上行う。
教育相談 (学校カウンセリング)	生徒が日ごろから気軽に相談できる環境を作り、生徒理解に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートをもとに、学級担任による面談。 ・スクールカウンセラーによる面談。
ホームページの活用 通信の活用 保護者懇談 家庭訪問	担任と保護者が連絡を密に取り、情報収集に努めるとともに、保護者に協力を求め、信頼関係の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校側の取組について情報を伝えたり、家庭での様子や交友関係について情報を集めたりする。 ・生活状況を把握する。
職員間での情報共有、報告、連絡、相談 定例委員会(生徒指導委員会等)	全教職員で情報を共有し、早期対応を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・報告、連絡、相談を確実に行い、学校全体で組織的に対応する。 ・いじめ問題を学校全体で組織的に対応するために情報共有や事例研究を行う。

6 いじめの早期対応

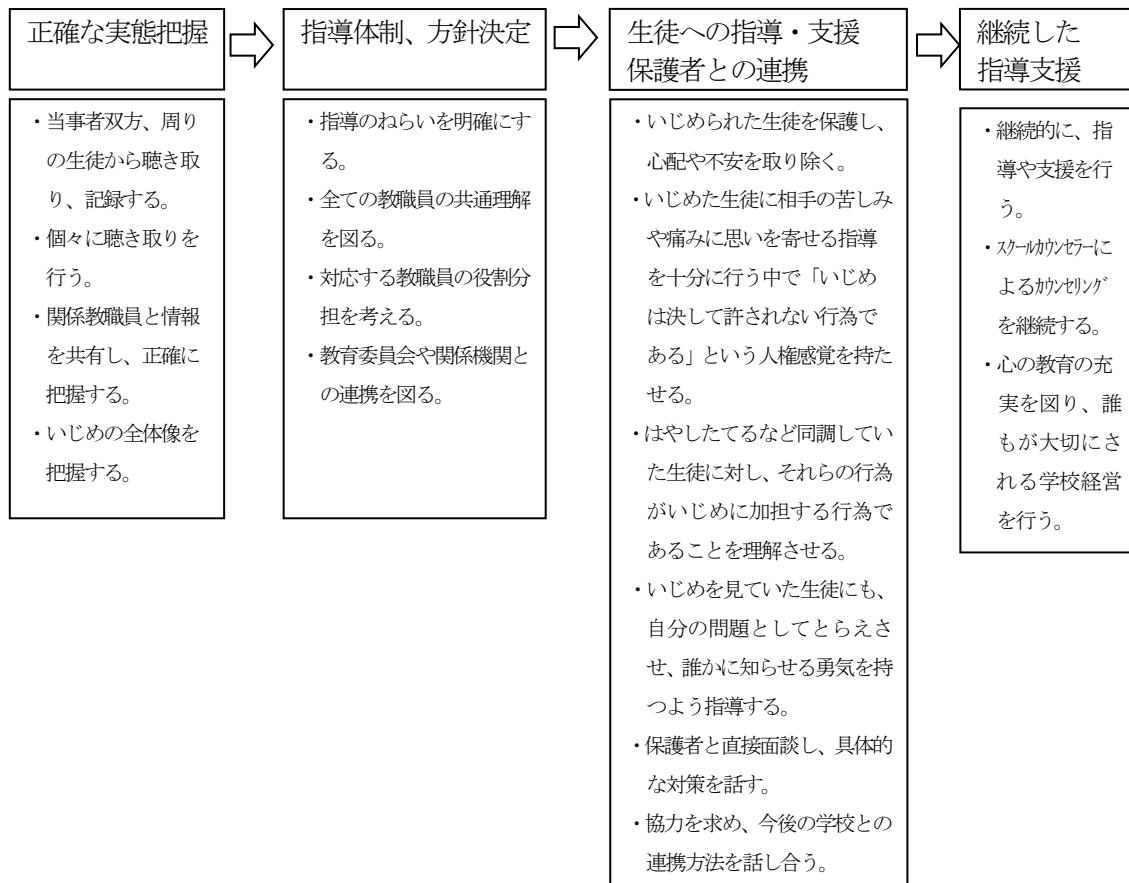
いじめの兆候に気づいた時は、問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行い対応する。

いじめ情報のキャッチ



- ・「いじめ対応チーム」を招集する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。

(登下校、休み時間、清掃時間、休業日)



※いじめ解消の判断については、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

- 1) 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- 2) いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

7 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮する。

また、いじめを許さない心を育していくため、個々の生徒を尊重するインクルーシブ教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、教育委員会や民間の指導員を招聘し、指導を仰ぐと共に、マナーやルールづくり等について保護者に依頼する。
- ・ インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して、生徒や保護者に啓発する。
- ・ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、迅速に書き込みや画像を削除するなどの対応を図ると共に、場合によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。
- ・ 東光中学校区内の小学校、中学校で共通したインターネット、SNSの利用に関するルールづくりを推進する。

9 重大事態への対応

重大事態とは、①いじめにより在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。②いじめにより在籍生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の報告

- ・ 学校が重大事態であると判断した場合は、姫路市教育委員会へ事態発生について報告する。

(2) 調査を行うための組織

- ・ 学校が主体となって調査を行う場合、いじめ対応チームを母体とし、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。また、姫路市教育委員会の「学校サポート専門チーム」の派遣を要請し、適切な指導、助言、支援を受ける。

(3) 調査の実施と情報提供

- ・ 重大事態に至ったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を可能な限り明確にする。
- ・ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で報告する。

10 いじめ防止に係る年間指導計画

- ・ 年間を通じて、日々の観察を第一とする。
- ・ 道徳教育により規範意識を高め、道徳的実践力の充実を図る。
- ・ 人権教育により人権についての知的理解を促すとともに、人権感覚を涵養する。
- ・ 職員会議、生徒指導委員会において、気になる生徒に関する情報共有及び共通理解を図る。
- ・ 問題が生じた場合、即座にいじめ対応チーム会議を開く。

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	保護者・地域との連携
4	・生徒指導、いじめ対策に関わる共通理解 【職員会議】 【生徒指導委員会】	・集会での講話 ・学級ルールづくり		・PTA 役員会

5	・小中一貫教育推進委員会 【職員会議】 【生徒指導委員会】	・ネットトラブル防止教室		・PTA 総会 ・PTA 役員会 ・愛護育成会幹事会
6	・いじめ対応チーム会議 【職員会議】 【生徒指導委員会】	・ストレスマネジメント講座 ・3校合同あいさつ運動	・ストレスチェックの実施 ・生活アンケートの実施 ・教育相談週間 ・いじめアンケートの実施	・自治会等との会合 ・校区人権推進委員会 ・少年補導委員との連絡会 ・学校評議員会 ・PTA 役員会
7	【職員会議】 【生徒指導委員会】	・喫煙・薬物乱用防止教室 ・夏季休業生活指導 ・ライフスキル教育		・自治会等との会合 ・PTA 役員会 ・少年補導委員との連絡会 ・個別懇談会
8	・東光中ブロック小中一貫教育カウンセリングマインド合同研修 【職員会議】 【生徒指導委員会】		・いじめアンケートの実施	・自治会等との会合 ・PTA 役員会 ・少年補導委員との連絡会
9	・いじめ対応チーム会議 【職員会議】 【生徒指導委員会】			・PTA 役員会 ・少年補導委員との連絡会
10	【職員会議】 【生徒指導委員会】	・生徒会放送劇（テーマ：いじめ追放） ・いじめ防止人権学習事業		・自治会等との会合 ・PTA 役員会 ・少年補導委員との連絡会
11	【職員会議】 【生徒指導委員会】	・3校合同あいさつ運動 ・ライフスキル教育	・生活アンケートの実施 ・いじめアンケートの実施 ・教育相談週間	・PTA 役員会 ・少年補導委員との連絡会
12	【職員会議】 【生徒指導委員会】	・冬季休業生活指導		・自治会等との会合 ・個別懇談会 ・保護者アンケート ・PTA 役員会
1	【職員会議】 【生徒指導委員会】			・自治会等との会合 ・PTA 役員会 ・少年補導委員との連絡会

2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価 【職員会議】 【生徒指導委員会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・3校合同あいさつ運動 ・ライフスキル教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの実施 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等との会合 ・学校評議員会 ・PTA 役員会 ・少年補導委員との連絡会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスキル教育実践のまとめ ・いじめ対応チーム会議 【職員会議】 【生徒指導委員会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・春季休業生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等との会合 ・PTA 役員会 ・少年補導委員との連絡会
週1回、生徒指導連絡会を実施する				

策定年月日 平成26年9月25日

資料 別紙1 「姫路市立東光中学校いじめ防止全体計画」

資料 別紙2 「いじめ発生時対応要領」

資料 別紙3 「早期発見のためのチェックリスト」